

三重の森林づくり 実施状況報告書

(平成25年度版)

平成26年9月

三 重 県

第1章 トピックス	1
I 紀伊半島大水害での林野関係の被害と復旧について.....	2
II みえ森と緑の県民税の取組状況について.....	3
III 木質バイオマスの利用促進について.....	4
IV 映画「WOOD JOB! (ウッジョブ)」の取組について.....	5
V 大杉谷登山歩道の復旧について.....	6
VI 菰野町立八風中学校武道場の木造・木質化と 菰野町産間伐材の利用について.....	7
VII 森林整備加速化・林業再生基金の取組状況について.....	8
VIII 林業研究所設立50周年記念の取組について.....	9
IX 林業研究所の取組について.....	10
X 水源地域の森林の保全に関する取組について.....	11
第2章 実施状況	12
I 基本方針1：森林の多面的機能の発揮.....	13
1 森林の整備及び保全.....	14
(1) 環境林整備の促進.....	14
(2) 生産林整備の促進.....	14
(3) 県行造林地の適切な管理の推進.....	15
(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進.....	15
(5) 災害に強い森林づくりの推進.....	16
(6) 野生鳥獣との共生の確保.....	16
(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化.....	17
2 森林の区分に応じた森林管理の推進.....	18
(1) 市町等と連携した森林管理の推進.....	18
(2) 森林資源データの整備と情報提供.....	18
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究.....	18
II 基本方針2 林業の持続的発展.....	20
1 林業及び木材産業等の振興.....	21
(1) 森林施業の集約化の促進.....	21
(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進.....	21
(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進.....	22
(4) 特用林産の振興.....	22
(5) 効率的な木材生産のための研究.....	23
2 担い手の育成及び確保.....	24
(1) 林業の担い手の育成・確保.....	24
(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化.....	24

(3) 山村地域の生活環境の整備	25
3 県産材の利用の促進	25
(1) 県産材の新たな販路開拓	25
(2) 県産材利用に関する県民理解の促進	25
(3) 信頼される県産材の供給の促進	26
(4) 木造住宅の建設の促進	26
(5) 公共施設等の木材利用の推進	26
(6) 木質バイオマスの有効利用の推進	27
(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進	28
III 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	29
1 森林文化の振興	30
(1) 新たな森林の価値の活用	30
(2) 森林を活かした連携交流の促進	30
(3) 里山の整備及び保全の促進	30
(4) 森林文化の継承	31
2 森林環境教育の振興	31
(1) 森林の役割に関する県民理解の促進	31
(2) 森林とのふれあいの場の提供	31
(3) 森林環境教育の効果的な推進	33
IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	34
1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	35
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進	35
(2) 幅広い県民参画の機会の創出	35
(3) 身近な緑化活動の推進	35
2 森林づくりの意識の啓発	36
(1) 三重のもりづくり月間の取組	36
V 主な施策と予算	38
参考資料1	40
I 三重の森林づくり条例	41
II 三重の森林づくり条例基本計画2012	45
III 三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系	52
IV 用語解説	53

第1章 トピックス

I 紀伊半島大水害での林野関係の被害と復旧について

平成23年9月の紀伊半島大水害(台風12号)は、県の中南部を中心に豪雨が長時間にわたったことから、総雨量が1,500mmを超えた地域もあり、山腹崩壊等の山地災害や林野関係施設の被災など、県内各地に甚大な被害をもたらしました。

このため、県では、治山激甚災害対策特別緊急事業や治山施設災害復旧事業、林

道施設災害復旧事業、自然公園等施設災害復旧事業などにより、平成26年3月末の全箇所復旧完了を目指して取り組んできましたが、平成25年9月の台風18号による下方道路復旧工事の遅れ等により、一部箇所で繰越となりました。

なお、繰越箇所は平成26年12月に完成する予定です。

復旧状況

区分	計画箇所数	完成箇所数	完成率
治山関係	68箇所	68箇所	100%
林道関係	271箇所	266箇所	98%
自然公園関係	2箇所	2箇所	100%
計	341箇所	336箇所	99%



溪流の被災状況(熊野市桑瀬谷)



溪流の復旧状況(熊野市桑瀬谷)



林道持山線の被災状況(大台町)



林道持山線の復旧状況(大台町)

Ⅱ みえ森と緑の県民税について

1 税制度の広報活動と理解促進

平成26年4月に導入する「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向け、ショッピングセンター等での周知活動、地域の集会や会議室等での説明を実施したほか、新聞、フリーペーパー、広報誌、チラシ・ポスター等による紙面による広報並びにテレビ・ラジオによる広報等さまざまな媒体を活用し県民の皆様にご理解いただけるよう周知につとめました。

2 みえ森と緑の県民税の概要

(1) みえ森と緑の県民税の趣旨

この税は、県内における災害の発生を踏まえ、県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するために、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するものです。

(2) 「みえ森と緑の県民税」の使いみち

山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策に活用します。

1 災害に強い森林づくり

- ・土砂を流さない森林整備と伐採木の搬出等による流木の発生抑制
- ・堆積した不安定土砂や流木の撤去による森林内の防災施設の機能強化
- ・荒廃した里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、水源林など特に重要な森林の公有林化、海岸林の整備など、地域の実情に応じた身近な森林対策

2 県民全体で森林を支える社会づくり

- ・小中学校等における森林環境教育の実施、県産材を活用した小中学校等への机・イスの配布、森林と触れ合う機会の創出、森林づくり技術者の育成
- ・県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化、ペレット等木材のエネルギー等利用促進
- ・漂着流木等の回収活動支援や校庭等の緑化

平成25年度は、平成26年度に県営で実施を予定している、流木の発生や土砂の流出を抑制するための森林整備の計画調査30箇所を行い、事業実施に向けて準備を進めました。

(3) 市町交付金制度

市町が地域の実情に応じて、創意工夫して森林づくりの施策を展開していくために必要な市町交付金制度を創設しました。

市町交付金事業では、5年間の税収入の約半分を活用して県民全体で森林を支える社会づくりの取組を進めていくこととしています。

平成26年度から、市町が円滑に事業に取り組めるよう事業説明会やブロック単位、個別の相談会を実施し、事業の実現に向けて準備を進めました。

(4) 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

課税の方法	県民税均等割に上乗せします。
税額(年額)	個人:1,000円
	法人:2,000円～80,000円 ※均等割額の10%相当額
税收規模	初年度 8億円 平年度 10億5千万円
導入時期	平成26年4月1日
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化します。
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、税收事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行い、結果を県民の皆様に公表します。
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。



導入周知ポスター

Ⅲ 木質バイオマスの利用促進について

林内に放置された間伐材や造材時に発生する元はね、梢端部などの未利用材を燃料等として活用することは、地球温暖化防止などの環境面だけでなく、新たな雇用創出などによる地域の活性化にもつながります。

県内での木質バイオマス利用施設は、熱利用施設が稼働しているものの、採算性等の問題から大規模施設の建設は難しい状況となっていました。

しかし、平成24年7月から、20年にわたり安定した価格で電気を買取る「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度」が始まり、未利用間伐材を燃料とした木質バイオマス発電の採算性が見込めることから、現在、松阪市で県内初の木質バイオマス発電所が建設されているほか、多気町や津市でも木質バイオマス発電所の建設計画が具体化されるなど、県内で発生する間伐材等の未利用木材が発電用燃料として使われる期待が高まっています。

1 平成26年秋、県内初の木質バイオマス発電所が稼働

平成26年11月の営業運転に向け、三重エネウッド株式会社は、松阪市で木質バイオマス発電所(木質バイオマス利用量: 57,000t / 年、送電出力: 5,000kw)を建設中で、9月には試験運転が始まる予定です。

県は、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、平成25年度に発電所建設に対して15億円の無利子融資を行ったほか、燃料用チップを供給するウッドピア木質バイオマス利用協同組合のチップ製造工場(第2

工場)建設に対しても支援しました。

2 新たな発電所建設計画

平成25年9月24日、中部プラントサービス株式会社は、多気クリスタルタウン工業団地に木質バイオマス発電所を建設する計画であることを発表しました。

また、バイオマス燃料による発電などを行う地域を国が支援する「バイオマス産業都市」に津市が選ばれたことが、平成26年4月3日に発表され、その中には間伐材を使った木質バイオマス発電所の建設計画が盛り込まれています。

3 木質バイオマスの安定供給に向けて

このように、県内における木質バイオマス需要は急激に高まることが予想され、その安定的な供給が課題となります。

平成25年2月に設立された「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」は、間伐材などの未利用木材の安定供給体制を構築し、木質バイオマスの有効利用を推進することを目的としており、この協議会では、安定供給体制に必要な燃料用チップの水分基準などの品質・規格の統一等の課題について協議することとしています。

県は、この協議会に参画するとともに、間伐材などの木質バイオマス供給に向けた普及・指導を行う「木質バイオマス推進員」の活動や搬出用機械の導入などについて支援し、木質バイオマスの安定供給に向けた取組を進めています。



建設中の木質バイオマス発電所(松阪市)



三重県木質バイオマスエネルギー
利用推進協議会

IV 映画「WOOD JOB!(ウッジョブ)」の取組について

1 「WOOD JOB!(ウッジョブ)」について

映画「WOOD JOB!(ウッジョブ)～神去なあなあ日常～」【原作:小説「神去なあなあ日常」(三浦しをん)】が平成26年5月10日から全国で上映されました。

作品は、主人公である高校を卒業したばかりの都会育ちの青年が、「緑の研修生」として、1年間の研修プログラムに参加することになり、地元で生きる様々な人との出会いの中で次第に林業の魅力に気付き成長していく様を描いています。

その舞台となった神去村は、三浦氏の祖父母の実家があった津市美杉町をモチーフにしていることから、美杉町を中心に県内各地の林業関係者が協力して撮影が行われました。

2 映画に併せた県市の取組について

映画の製作に向け、プロデューサーが本県で行われた「緑の雇用」事業の研修に参加されるなど、撮影開始前に長い時間をかけて、詳細に森林・林業の取材をされています。この映画を通じて、森林・林業への理解、木を使うことが森林を良くすること、若者の林業への参入など、森林・林業の意義や魅力を情報発信するまたとない機会であることから、本県は津市など関係機関と連携して様々な取組を実施しました。

3 取組概要

■東京都内におけるJR山手線の鉄道車両1編成11車両において、本映画を利用した車両広告の掲載。「三重で林業をはじめよう」「映画の舞台は津市美杉町」(平成26年3月25日～4月7日)

■津市美杉地内の「道の駅美杉」隣接地において、本映画の記念館(神去なあなあ日常記念館)を期間限定で開館し、館内で森林・木材利用促進フェアを開催。撮影の際に使用された「ご神木」や木造住宅構造模型、林業の今昔を解説したパネル、地元材で製作された机や椅子などを展示。(平成26年5月2日～8月31日までの毎週土曜・

日曜・祝日)

■首都圏営業拠点「三重テラス」で、本映画のメイキング映像の上映、林業関係のパネルや木工製品の展示をはじめ、ヒノキの箸作り体験や林業就業・就職相談会等を実施。(平成26年2月21日、5月10日・11日)

■その他、県産材PRイベントの実施(平成26年3月1日・2日:イオンモール鈴鹿)、働くクルマ大集合会場での高性能林業機械の実演展示(5月3日～6日:鈴鹿サーキット)など。



JR山手線の車両広告



神去なあなあ日常記念館(巨木模型)

V 大杉谷登山歩道の復旧について

大杉谷登山歩道は、日本三大峡谷の一つである「大杉谷峡谷」を通る、三重県大台町と奈良県大台ヶ原を結ぶ全長14.1km、高低差1,415mの登山歩道です。

この大杉谷登山歩道については、平成16年9月の台風21号に伴う集中豪雨により、吊橋などが甚大な被害を受け、通行できない状況となっていました。

1 平成24年度までの取組

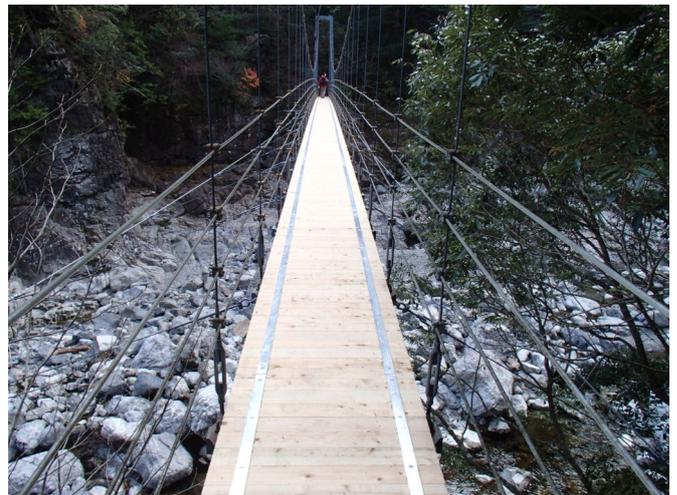
平成20年度から順次、復旧工事を進め、平成24年度までに登山歩道40箇所の整備、6箇所の吊橋の補修、4箇所の桁橋の補修を行いました。また、環境省の直轄事業びょうどうくらにより平等岨吊橋が完成しました。

2 平成25年度の取組

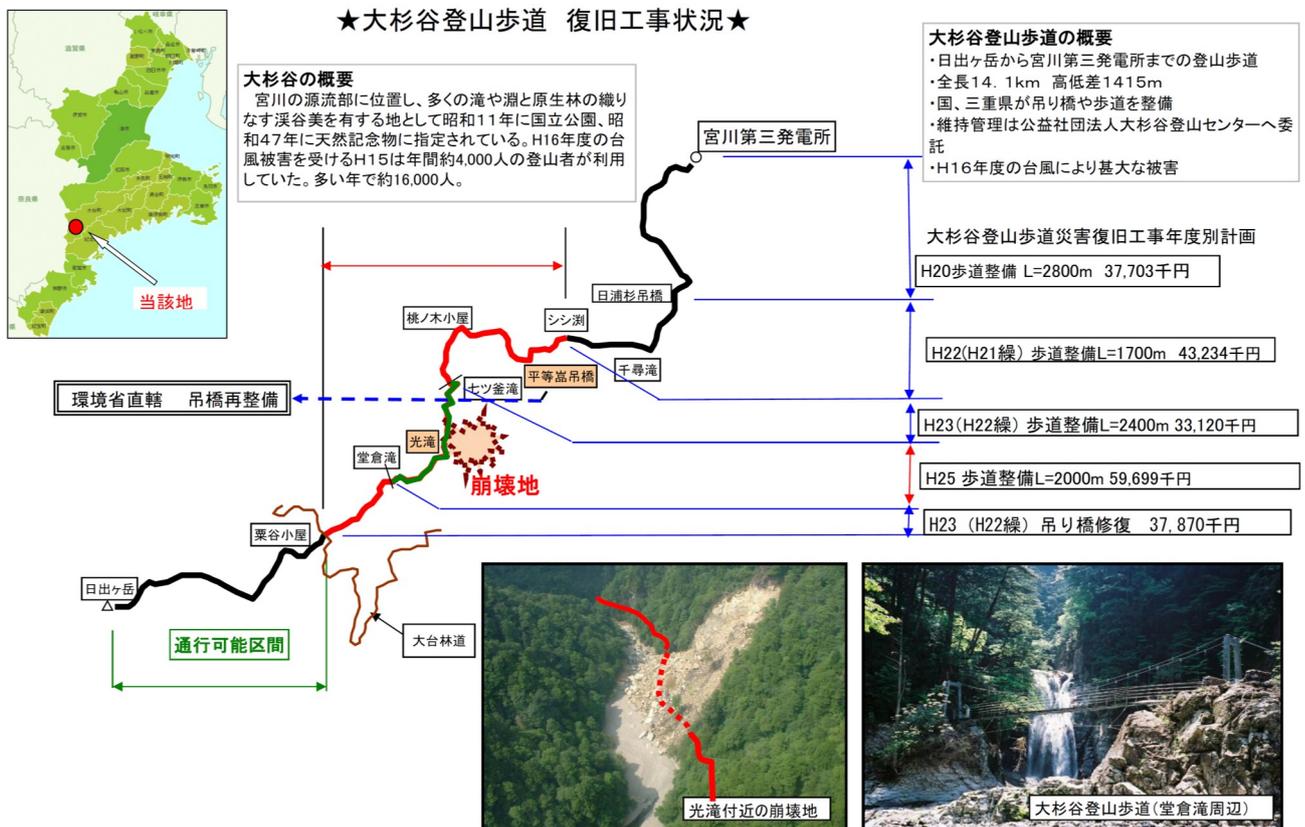
平成25年度については、念願の全線開ひかりだき通に向けて、残された光滝付近の崩壊地を含めた区間の復旧工事を完了し、10年ぶりに全線14.1kmの通行が可能となりました。大杉谷峡谷は、近畿の秘境とも呼ばれて

おり、平成26年4月25日に山開きが行われました。

今後も引き続き、大杉谷登山歩道を利用される方々に、安全に大杉谷の雄大な自然を体験していただけるよう登山歩道の維持管理を行っていきます。



七ツ釜滝吊橋



VI 菰野町立八風中学校武道場の木造・木質化と菰野町産間伐材の利用について

1 はじめに

菰野町は、「菰野町公共建築物等木材利用方針」に基づき、菰野町立八風中学校武道場の木造・木質化に取り組みました。

また、これまでほとんど利用されてこなかった町内の間伐材を、菰野生産森林組合などの事業者との連携により、建築用壁材として利用しましたので紹介します。

2 木材と意匠

菰野町は、平成24年2月に「木材利用方針」を定め、町内に整備する公共建築物に率先して木材を利用することにより、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めています。八風中学校は、中学校教育で必須となった武道の授業に使用するほか、卓球や空手など地域の体育振興に寄与する目的で新築されました。

設計は、菰野町で育った木を利用して建築し、利用者にその良さを伝えるように工夫しました。設計段階から、製材工場の関係者とともに間伐する菰野生産森林組合の森林を調査し、その森林で間伐したサンプル丸太を製材工場に持ち込み、どのような製品にするのか試行錯誤を行いました。

その結果、幅と厚さが違う板を壁板として使用することにしました。厚さが違う板を交互に配置することで、表面に段差ができ、通常の壁とは異なる意匠性を持たせることができました。また、表面積が増えたことで吸音効果が増しました。

さらに、外観は屋根に高低差をつけたこと



八風中学校武道場外観

で、木が使われていることがよく見える施設となっています。

3 木材の仕様

建物の柱、梁など構造材には、「三重の木」のスギ集成材を、床材には、表面に無垢のスギを圧縮して表面硬度を高めたフローリング板を使用するとともに、壁板には、菰野町産のヒノキの間伐材を使用しています。

4 施設の概要

(1)構造	木造 1階建
(2)建築面積	713.18 m ²
(3)木材使用量	123 m ³
うち県産材使用量	100 m ³
うち菰野町産間伐材使用量	3 m ³
(4)事業費	202,988 千円
(5)補助事業	森林・林業・木材産業づくり交付金



内観



壁面

Ⅶ 森林整備加速化・林業再生基金事業の取組状況について

森林整備加速化・林業再生基金事業は、間伐材の搬出量増大と安定供給体制の構築をめざし、路網の整備、高性能林業機械の導入等により、搬出間伐を促進するとともに、間伐材を利用する木材加工、木質バイオマス利用施設等の整備を進めています。

平成25年度においては、間伐647ha、林内路網48,491m、森林境界の明確化1,251ha、高性能林業機械7台、木材加工流通施設11施設を整備しました。

平成25年度の事業量

事業区分	事業量
間伐	647ha
林内路網整備	48,491m
森林境界明確化	1,251ha
高性能林業機械	7台
木材加工流通整備	11施設
間伐材等流通コスト支援	4,496m ³
木造公共施設等整備	5施設
木質バイオマス導入促進支援	1施設
地域材利用開発	1件



羽柄加工機(松阪市)



丸鋸2面修正挽装置(大台町)



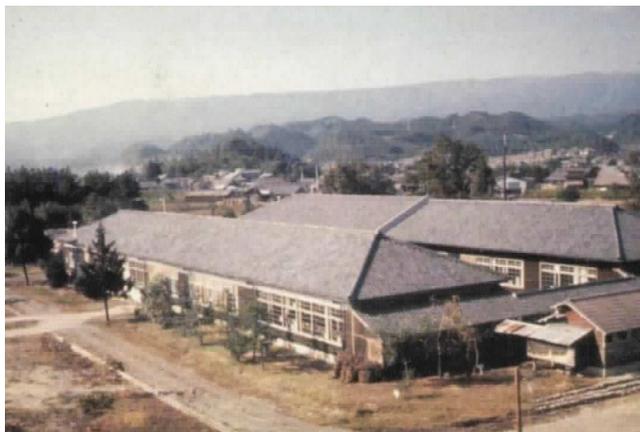
フォワーダー(大紀町)

Ⅷ 林業研究所設立50周年記念の取組について

林業研究所は、昭和38年に「林業技術普及センター」として設置され、以来、所属、名称の変更を経て平成25年で設立50周年を迎えました。

平成25年度は、50周年記念として職員が一丸となり手作りながら「シンポジウム」、「研究所施設公開」の記念イベントの開催や「50周年記念冊子」の発行を行い、多くの方々に当研究所を知っていただく機会となりました。

今後も、引き続き森林・林業関係者のニーズに即した研究や技術開発を行い、その成果を現場に移転するとともにPRに取り組み林業研究所の「見える化」を推進していきます。



昭和38年開所時の庁舎(旧白山中学布引校舎)

1 シンポジウムの開催

研究の活動や研究成果を外部に発信するとともに、現在、森林管理で課題となっているテーマについて、県内外でシンポジウムを開催しました。

(1)シンポジウム「森林情報のスマート化がもたらす森林テクノロジー」

現在、研究中の森林資源情報の新たな把握手法、取得した資源情報のデータベース化やその活用方法、森林管理のためのシステム化の取組を紹介するとともに導入に向けた課題等について、活発な議論が行われました。

- ・平成25年10月22日主婦会館（東京会場：東京都千代田区）

- ・平成26年1月27日大台町林業総合センター（三重会場：大台町）



シンポジウム(三重会場)

(2) シンポジウム「森林が危機に瀕している！ーニホンジカによる森林被害について考えるー」

県民のみなさまにニホンジカによる森林被害の現状を認識していただくとともに、森林を健全な状態に維持していくためにニホンジカとどのように向き合っていくべきかの議論が行われました。

- ・平成26年2月16日 本町プラザ（四日市市）

2 林業研究所施設の開放

平成25年12月1日には、林業研究所構内において50周年記念イベントを行いました。研究内容を多くの方に知っていただくため、木材の強さを調べる公開実験やきのこ培養施設の見学、林業研究所の50年パネルなどの展示のほか、ヒラタケの菌打ちなど数多くの体験イベントを行い、約550名の来場がありました。

3 50周年記念冊子の発行

林業研究所の設立経緯や組織・施設及び研究課題の50年間に渡る変遷のほか、現在の研究課題や業務内容などをとりまとめた「林業研究所だより」を発行しました。

IX 林業研究所の取組について

平成25年度における林業研究所の取組については、シカによる樹皮剥皮害防除技術を開発するとともに、システム収穫表の作成やヒノキの柱材乾燥マニュアルを実用化しました。

さらに下記の2件の成果を得ましたので紹介します。

1 オオイチョウタケの空調施設栽培技術

オオイチョウタケは、県内山間部のスギ林に9月中下旬から10月上旬にかけて発生する白い大型のきのこで、風味が良く、地元では「スギタケ」と呼ばれて珍重されています。

しかし最近ではスギ林の手入れ不足等により、養分となる林内の腐食層が減少するなどその発生量は減少しつつあります。

当研究所では、平成12年秋に県下で初めてスギ林を利用した菌床埋め込みによる人工栽培に成功しました。

また、平成15年秋には構内のシイタケ人工ほだ場において、林地以外でも栽培が可能なことを明らかにしました。

それ以降、野外における発生環境を参考に、空調施設を用いた栽培方法の研究を実施したところ、平成25年8月、全国で初となる完全空調管理下における施設栽培に成功し、平成26年3月に特許出願しました。

今後は、栽培期間の短縮、収量の増加を目指して栽培試験を行います。



空調施設でのオオイチョウタケの発生状況

2 少花粉スギ種子の配布

スギ花粉症が大きな社会問題となってきたことから、花粉を放出する雄花をほとんど着けない少花粉スギのミニチュア採種園を造成しています。スギは通常2～3年毎に雄花を多く着け、花粉を飛ばしますが、少花粉スギではほとんど雄花を着けません。このため、採種木にジベレリン処理で着花させ、人工交配を行った結果、平成24年度から種子が採取できるようになりました。

平成25年度に初めて、少花粉スギの種子196gを三重県林業種苗協同組合連合会に払い下げましたので、平成27年度には少花粉スギの苗木が林地に植栽される見込みです。

なお、少量ながら、当研究所では国で開発された「無花粉スギ」の増殖もあわせて行っています。



スギ林におけるオオイチョウタケの発生状況



少花粉スギのミニチュア採種園

X 水源地域の森林の保全に関する取組について

1 経緯

本県の水源地域の大部分を占める森林は県土の**65%**を占め、古くから林業が盛んであったことから、所有者ごとの面積割合では私有林が最も多く**82%**（全国**58%**）を占めています。

一方、所有森林が**10ha**未満の小規模な林家が全体の約**9割**を占め、林業の採算性の悪化による所有森林への関心の低下や、森林境界の不明確化などを起因とする、管理が不十分な森林の拡大が懸念されています。

他の道県では外国法人等による目的が不明確な森林の取得事例もみられるなど、水源地域の森林の保全管理に懸念が高まるなか、平成**26年4月**現在**15**道県において森林売買等を行う際の事前届出制度を柱とする条例が制定されています。

2 条例制定県等の調査

今後の本県の水源地域の森林の保全に向けた取組の参考にするため、平成**25年8月**に条例を制定している埼玉県、福井県を訪問して聞き取り調査を行うとともに、他の道県についても電話等で調査を行いました。

条例を制定した道県では、水源地域を指定し、事前届出制度を設けることにより、無秩序な立木の伐採や森林の乱開発等に対して一定の抑止効果が期待されています。

また、森林の不適切な利用を森林所有者や県民全体で抑止していくという意識醸成に一定の効果も期待されています。

一方、森林売買時における森林所有者の事務手続きの煩雑さ、森林売買時の支障等の課題が考えられています。

今回の調査結果から、条例の目的は、「水源地域の保全」と「水資源の保全」に大別されることが分かりました。

また、全ての道県は、事前届出制度を採用しているものの、届出期限は**30**日前から**3ヶ月**前と幅があり、届出に基づく県の指導助言の内容や、無届けや虚偽届出の場合に対する罰則の有無など、仕組みが様々に異なっています。

3 市町への意向調査

平成**26年1月**に県内**27**市町へアンケート調査を行い、水源地域の森林の保全についての意向を確認しました。

調査結果は、水源地域の森林の保全を図るうえで森林売買等に対して「現在、不安に感じている」が**2**市町、「現在はないが、将来への不安がある」が**15**市町、「不安は全くない」が**10**市町となりました。

また、その対策として「国に対して新たな法律を要望」が**17**市町、「県に対して条例制定を要望」が**8**市町となりました。

4 今後の対応

このような背景のもと、本県においても水源地域の森林の保全の在り方について調査審議するため、平成**26年6月**に「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例」を制定し、平成**26年7月**に検討委員会をスタートしました。

今後、検討委員会におけるご議論および答申を踏まえ、県として水源地域の森林の保全が適切に行われるよう、具体的な施策について検討してまいります。

第2章 実施状況

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標		
		平成25年度	平成27年度	平成37年度
間伐実施面積 (H18からの累計)	66,075ha	66,000ha	84,000ha	140,000ha
[平成25年度実績]	[6,183ha]			

※目標値は2006年度(平成18年度)以降の間伐実施面積の累計としました。

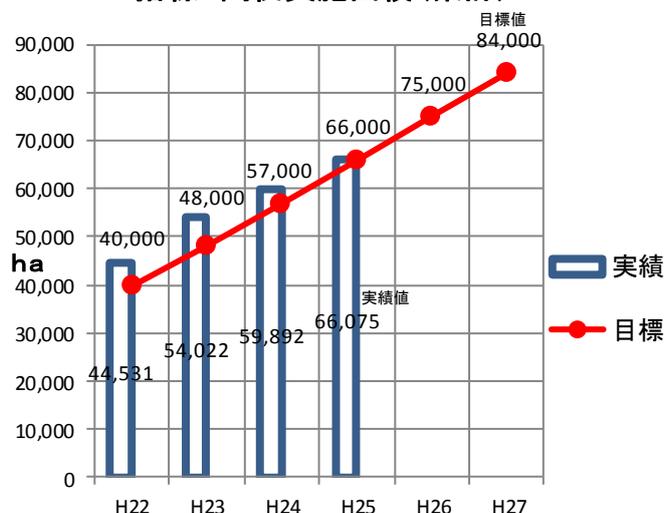
【平成25年度評価】

平成25年度は森林環境創造事業、治山事業、環境林整備治山事業、造林事業、森林整備加速化・林業再生基金事業などにより、**6,183ha**の間伐が実施されました。この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計が**66,075ha**となり、目標としていた**66,000ha**を達成することができました。

しかし、「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換により、間伐材の搬出は進んだものの、搬出間伐には経費や技術等を要することから、平成25年度の単年度の実績値は低位にとどまりました。

平成26年度は、間伐実施面積の増加を図るため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、森林組合等事業体と連携して提案型施業を推進するなど森林所有者等の森林整備に対する意欲向上を図ります。また、手入りを放棄している森林所有者に対して、森林整備に対する様々な支援制度を周知し、間伐等の森林整備の実施を働きかけます。

指標：間伐実施面積(累計)



I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適確な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度の環境林整備は、森林環境創造事業により、新規に421haの計画を樹立するとともに、植栽3ha、間伐928ha、下刈79haを実施しています。これにより、平成13年度からの着手面積の累計は12,174haとなり、計画面積15,400haの79.1%の進捗状況となっています。

また、認定林業事業体が策定する環境林整備計画の協議・調整を行う地区森林管

環境林整備のイメージ



間伐放置林



針広混交林

理協議会も20市町に設置されています。

間伐は、治山事業944ha、環境林整備治山事業59ha、市町単独事業等その他245haを含め2,176haを実施しました。

【地区森林管理協議会設置状況】

地区森林管理協議会設置市町

鈴鹿市、亀山市、いなべ市、津市、松阪市、多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町、大紀町、度会町、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。



整備されたスギ林



間伐材の搬出状況

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

【平成25年度の取組】

平成25年度の生産林整備は、国補造林事業により除間伐1,210ha、植栽51ha、下刈172ha、枝打ち42haなど、また県単造林事業により除間伐318ha、植栽3ha、下刈25ha、枝打ち17ha等を実施しました。

間伐は、治山事業566ha、森林整備加速化・林業再生基金事業716ha、森林農地整備センター837ha、市町単独事業等その他359haを含め4,007haを実施しました。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、県内14市町34ヶ所で地上権設定した県行造林地3,490haで、間伐55ha、作業道の開設1,568mを実施し、1,185m³の間伐材を搬出しました。



九鬼県行造林(尾鷲市)

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

三重県における保安林の指定状況

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	78,956	59.1%
土砂流出防備	41,750	31.2%
土砂崩壊防備	165	0.1%
防風	173	0.1%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	※ 11,933	8.9%
風致	79	0.1%
計	133,763	

※保健保安林は、兼種10,527haを含む。

県行造林種類別契約状況 (平成26年3月末現在)

県行造林の種類	契約件数	面積(ha)	契約期間	分収率(県:所有者)
模範林	12	1,015.25	M39~H75	9:1,5:5,6:4
大礼記念林	5	481.65	S 5~H72	5:5
紀元2600記念林	10	622.98	S25~H85	5:5
講和記念林	8	425.77	S28~H56	5:5
皇太子殿下御成婚記念	6	261.41	S37~H58	6:4
県庁舎落成記念林	7	340.35	S41~H67	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52~H72	6:4
計	51	3,489.91		

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

【平成25年度の取組】

平成25年度には、県内の保安林指定面積(民有林)は**133ha**増加し、平成25年度末現在、県内の森林面積の約**33%**にあたる**123,236ha**の森林が保安林に指定されています。また、林地開発については、平成25年度に**9件**、**46ha**を許可しています。



土砂流出防備保安林(紀北町)



防風保安林(明和町)

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化

を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

【平成25年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しているところです。平成25年度末現在、山腹崩壊危険地区**1,992**地区、地すべり危険地区**13**地区、崩壊土砂流出危険地区**1,981**地区となっています。平成25年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は**50.6%**となりました。

平成25年度の主な取組として、山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施しています。

また、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐(間伐)**1,569ha**を実施しました。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

【平成25年度の取組】

平成24年度の野生鳥獣による林業被害額は**2億6千万円**で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約**96%**を占めています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成25年度は新植地へ防護柵を**30,271m**設置しました。(造林事業:**22,960m**、特別天然記念物カモシカ食害対策事業:**7,311m**)

このほか、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業では、植栽**8ha**、更新伐等を**131ha**実施しました。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

スギ・ヒノキ人工林伐採跡地を 広葉樹林へ誘導するために

■ニホンジカの生息環境を改善する

スギ・ヒノキ人工林の伐採跡地は、ニホンジカ的好適な餌場・生息環境であることから、天然更新により伐採跡地を広葉樹林へと誘導し、ニホンジカの餌場を無くすことで個体数増加を抑制することが重要です。



■伐採跡地の広葉樹林への誘導イメージ



■森林の更新材料と更新に影響を及ぼす要因

更新材料

- ① 前生樹：人工林を伐採する前から生育している樹種
- ② 散布種子：人工林伐採後に風や鳥によって散布される種子
- ③ 埋土種子：人工林伐採前に風や鳥によって散布され、土壤中に存在する種子

更新に影響を及ぼす要因

・土地の利用履歴、地形（凹凸）、土壌環境、微気象、母樹の有無、種子散布者の存在、シカ食害の有無、競争者（草本、シダ等）

★ 伐採跡地を広葉樹林へと誘導するためには、更新材料の確保と影響要因をうまく制御することが重要です。

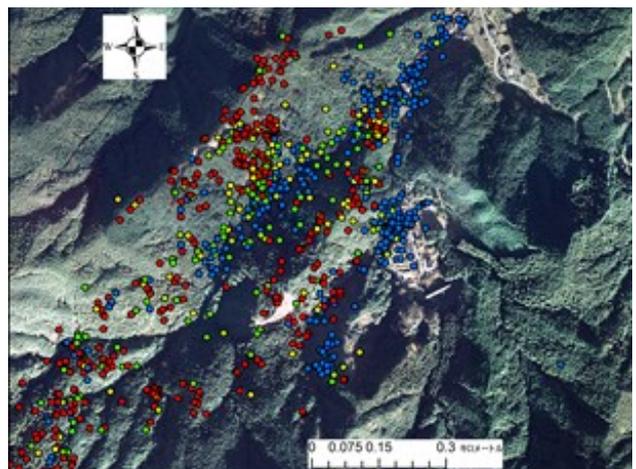
新植地におけるシカ食害対策 に関するリーフレット

特に、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、「特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)第3期」に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げました。

一方、平成25年度の狩猟登録者数は3,201人で、狩猟者の高齢化により狩猟登録者数は減少しています。

林業研究所では、効率的なシカ被害対策を実施するために、ニホンジカのメス2頭にGPS受信機付首輪を装着して、行動圏の大きさや土地の利用様式を調査しました。

また、再造林放棄地において、広葉樹の天然更新材料の把握、天然更新の阻害要因の抽出を行いました。この研究成果を取りまとめたリーフレットを作成したほか、シカ食害を防止しつつ早期に再森林化を図るため、小面積シカ防護柵を利用し、1年生広葉樹苗木を植栽して生残および成長過程を追跡しました。



ニホンジカの行動圏調査



小面積シカ防護柵を用いた広葉樹苗木植栽試験

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を26.5ha、被害が予想されるマツの樹幹に薬剤を注入する予防措置を1,327本、被害木を伐倒処理する駆除措置を291m³実施しました。このうち、樹幹注入と伐倒駆除については森林整備加速化・林業再生事業として行われました。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

松くい虫被害及び林野火災発生状況

区分	松くい虫		林野火災	
	面積(ha)	材積(m ³)	件数	面積(ha)
平成21年度	1,017	3,402	53	15
平成22年度	992	3,122	33	2
平成23年度	946	2,821	43	21
平成24年度	954	2,840	21	1
平成25年度	823	2,528	48	2

さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、ヘリコプターによる県内の被害状況調査を実施しました。

また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防の啓発を図りました。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、南伊勢森林計画区において地域森林計画を樹立しました。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、森林GISの森林資源データの整備を進めるとともに、市町が整備した森林GIS等へ森林資源情報の提供を行いました。また、森林施業の集約化に取り組む林業事業体へ森林資源情報の提供を行いました。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

平成25年度以降に地域森林計画を樹立する森林計画

区分	森林計画区名	対象市町
平成25年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
平成27年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
平成28年度	伊賀	伊賀市、名張市
平成29年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

【平成25年度の取り組み】

過密人工林の林床に下層植生を生育させ、林地からの土砂流亡などを抑制するためには、間伐により林内照度を改善することが重要です。

林内相対照度は、林分の混み合い度を表す収量比数（林分混み合い度を表す値）により推定可能ですから、この関係を用いて、間伐率と相対照度の関係、間伐後の経過年数と相対照度の低下傾向などの推定を行いました。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

なお、収量比数は、平均樹高と立木密度から計算できるので、毎木調査の結果から容易に相対照度推定が行えます。

図1に35年生ヒノキ林（地位中、間伐前立木密度1700本/ha、収量比数0.81）の推定例を示しましたが、異なった樹種（スギ、ヒノキ）、林齢、地位（上、中、下）などに対応した推定も可能です。同図には間伐率が高いほど間伐後の相対照度も高く、間伐後の年数経過にともなって、相対照度が減少する過程が表されています。

表1は、図1に示した35年生ヒノキ林の間伐率別の間伐直後の相対照度、間伐後に相対照度が10%へ低下するまでの推定年数などを示しています。

一般的に、林内で下層植生が侵入・生育する理想的な相対照度は20%前後以上とされていますが、その維持には少なくとも相対照度10%以上が必要とされています。

したがって同表の相対照度10%低下までの推定年数は、この年数以内に再び間伐する必要があることを意味し、間伐率の異なる林分における密度管理の目安になると考えられます。

なお、この収量比数と相対照度の関係を用いた推定方法は、下層間伐の実施に対して適用可能ですが、上層間伐や列状間伐などの間伐方法には対応できていません。今後、これら他の間伐方法への対応策を検討するとともに、下層間伐に対しても、さらに検証データの収集、適合性の検証を進め、現場の密度管理に適用できるよう努めます。

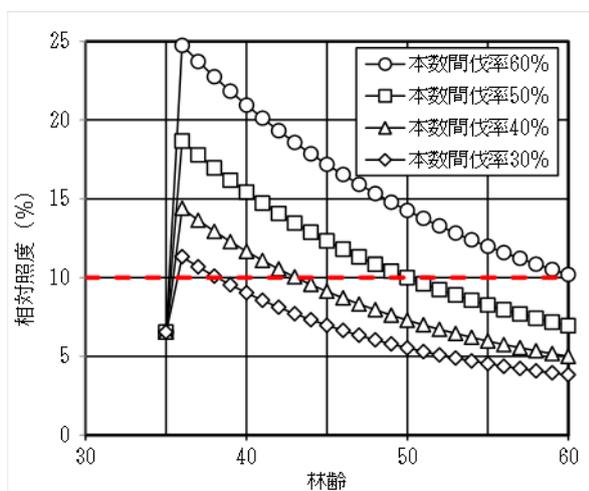


図-1 35年生ヒノキ林における間伐後の間伐率別相対照度変化の推定例

*：地位：中
間伐前密度：1700本/ha
間伐時林分平均樹高：13.8m

表-1 間伐前後の間伐率別相対照度変化の推定

	間伐前	間伐後 (収量比数、相対照度は間伐直後の推定値)			
		本数間伐率 60%	本数間伐率 50%	本数間伐率 40%	本数間伐率 30%
材積間伐率 (%)	—	30.8	22.9	16.5	11.3
収量比数	0.81	0.56	0.62	0.67	0.71
相対照度推定値 (%)	6.5	24.8	19.6	15.2	12.0
相対照度10%以下となる推定年数 (年)	—	25	15	9	4

*：地位：中、樹種：ヒノキ、間伐前密度：1700本/ha、間伐時林齢：35年、間伐時樹高：13.8m

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成25年度	目標		
		平成25年度	平成27年度	平成37年度
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量	324,000m ³	336,000m ³	402,000m ³	498,000m ³

※実績値は木材需給報告書等から県が調査したデータです。

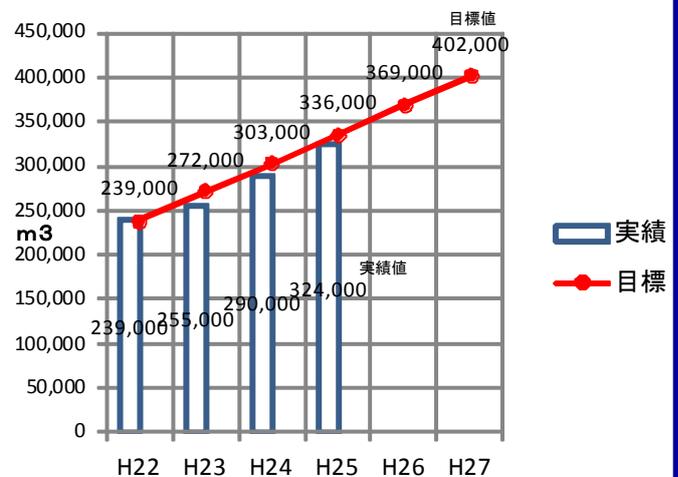
【平成25年度評価】

平成25年度は、森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐の促進、「三重の木」認証事業者等が行うPR活動への支援等を行いました。これらの取組により、指標の「県産材の素材生産量」の実績は324千m³となりましたが、目標336千m³を下回っています。

施業の集約化や、路網整備等により搬出間伐の生産性は向上しているものの、低い木材価格の中では収益が得にくいことや、植栽から伐採までの長期にわたる育林経費を賄えないため、森林所有者の伐採意欲が向上しないことが大きな要因と考えられます。

平成26年度は、公共建築物等の木造・木質化や木質バイオマスのエネルギー利用など、県産材の需要拡大に取り組むとともに、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化に引き続き取り組み、需要と供給の両面から県産材素材生産量の増大を図ります。

指標：県産材素材生産量



Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

【平成25年度の取組】

平成24年4月から開始した森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るため、三重県森林組合連合会と連携して市町および森林組合等の林業事業体を対象にワークショップを開催したほか、計画の樹立者となる森林所有者等を対象とした制度説明会を開催しました。

この結果、平成25年度の森林経営計画の作成面積は15,837haとなりました。

森林経営計画の作成面積

管内	作成面積(ha)
四日市	1,033
津	877
松阪	5,822
伊勢	6,424
伊賀	343
尾鷲	658
熊野	680
計	15,837

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。あわせて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

【平成25年度の取組】

平成25年度は林道事業により、林道開設12路線13工区の路網整備を実施しました。

なお、平成23年の紀伊半島大水害で被災した林道において、林道施設災害復旧事業を実施しており、これまでに被害箇所98%にあたる266箇所の復旧を完了しました。

また、がんばる三重の林業推進事業により、17団地(859ha)を設定し、1,006haの間伐等を実施し、42,067m³の間伐材等の原木を搬出するとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業により、間伐647haの実施、林内路網48,491mの開設、高性能林業機械7台の導入を進め、搬出コストの低減を図りました。

団地設定及び利用間伐の実施状況

協議会名	団地数	団地面積 (ha)	間伐等面積 (ha)	搬出材積 (m ³)
鈴鹿	3	222	55	3,129
中勢	1	70	145	11,933
松阪・宮川	8	416	442	15,649
いせしま・大紀	3	106	244	6,607
伊賀	0	0	27	1,000
尾鷲	2	45	22	541
くまの	0	0	71	3,208
計	17	859	1,006	42,067



林道開設 三峰局ヶ岳線(松阪市)

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



林道経ヶ峰線 被災状況(津市)



林道経ヶ峰線 復旧状況(津市)



高性能林業機械(プロセッサ)

(3)木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図っています。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、森林整備加速化・林業再生基金事業等を活用し、林内路網整備や高性能林業機械の導入(フォワーダ等)、間伐材等加工流通施設(プレカット機等)の整備に助成しました。

(4)特用林産の振興

安全で安心な県産きのこやタケノコなどの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供しています。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めています。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、「みえの安心食材」として消費者に安心して選んで頂けるきのこの品質管理の向上をはかるため、安全・安心な「きのこ類」の生産・品質衛生管理向上研修会を津市で開催して25名のきのこ関係者が受講しました。

また、みえの食フォーラム平成25年度三重県栄養改善大会において、はたけしめじの試食品及びパネルを出展して普及啓発を行いました。

林業研究所では、きのこ生産にかかるコスト削減を目指して、比較的高温条件下で栽培可能な商品性の高いきのことして、タモギタケ、ウスヒラタケの栽培化を目指した基礎試験を行いました。

また、空調施設を用いたオオイチョウタケの人工栽培化に取り組み、全国で初めて室内栽培に成功し、特許を出願しました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



きのこ講演会(津市)



ハタケシメジの出展状況



空調施設を用いたオオイチョウタケの栽培状況

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業の省力化、効率化に関する研究に取り組んでいます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、効率化作業に不可欠な森林作業道の開設支援マップの作成を目的に、平成23年度から平成24年度にかけて調査を行った既設作業道の調査データを解析し、土工量の推定方法と推定値をもとに作成する色分け図について検討しました。

また、採算性が高い収穫システムが選択できる予測技術の開発に向け、県内の搬出間伐現場においてビデオカメラによる時間観測調査を行い、搬出間伐における各作業工程の生産性を把握しました。

育林コストの大部分を占める初期保育コストの低減技術を開発するため、平成22年度より植栽密度、下刈り実施の有無、獣害防護柵の有無別の試験区に、初期成長が優れたヒノキを植栽した4試験地を設定して、成長経過を調査しています。地拵え直後に獣害防護柵を設置してヒノキを植栽すれば、無下刈りでもヒノキ植栽木は雑草木に負けることなく成育する結果になっています。

また、ススキがヒノキより大きく繁茂するところでは、獣害防護柵を設置してない場所でも、シカによる食害をあまり受けずに成育しており、雑草木の種類によっては、シカ被害回避効果が期待できる可能性もあると考えられます。



繁茂するススキに被覆されて成長するヒノキ

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

2 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。また、集約化施策を推進し木材安定供給体制を構築するため、森林施業プランナー、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター等の人材育成を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、高校生を対象として、林業への就業意識を育み、就業を促そうと、林業体験活動を5校で実施したほか、（公財）三重県農林水産支援センターと連携して新規就業者セミナーを開催しました。また、林業技能士育成研修（18.5日間）を実施し、7名の研修生が林業に必要な基本的な技能・資格を習得しました。

新規林業就業者数の推移

区分	人数
平成17年度	23
平成18年度	29
平成19年度	45
平成20年度	59
平成21年度	63
平成22年度	84
平成23年度	41
平成24年度	42
平成25年度	41

平成26年5月10日から全国上映された映画「WOOD JOB！～神去なあなあ日常～」は、林業や林野庁の担い手対策「緑の雇用」事業をテーマにして、津市美杉町を中心に県内各地の林業関係者の協力のもと撮影されました。この契機を捉え、首都圏等において、林業担い手確保に向けた情報発信や説明会等を実施しました。

また、林業労働災害防止のため、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成25年の本県での休業4日以上 の被災者数は46名で、平成24年に比較して24名減少しました。

林業労働災害の状況

区分	被災者数	うち死亡
平成17年	103	1
平成18年	84	2
平成19年	72	1
平成20年	82	3
平成21年	102	1
平成22年	106	1
平成23年	74	0
平成24年	70	2
平成25年	46	2

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度末現在、認定林業事業体は、48の事業体が認定されています。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

(3)山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。



治山事業 被災状況 (南牟婁郡紀宝町)



治山事業 復旧状況 (南牟婁郡紀宝町)

3 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

(1)県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、東京で開催された「ジャパン・ホーム&ビルディングショー」や大阪の「住まいの耐震博覧会」などに三重県ブースを設置し、木材関係団体等と連携して「三重の木」認証材等のPRを行うなど、県産材の販路開拓に取り組みました。

また、太陽光パネルの木製架台や丸太打設液状化対策工法を試験導入し、現地見学会を開催するなど新たな需要拡大に取り組みました。



太陽光パネルの木製架台(桑名市)

(2)県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や、森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、「あかね材」を使用した住宅や商業施設等を用いた20件の取組により、「あかね材」を使用することの意義についてのPRを行いました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



「あかね材」を商業施設に使用したPR

(3) 信頼される県産材の供給の促進

品質が明確な「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、県内の製材工場等を対象に乾燥材セミナーを開催し、木材乾燥の必要性や生産技術についての普及啓発や「三重の木」認証制度等のPRを行い、安心して使える県産材の供給を促進しました。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により「三重の木」住宅等の普及、販路拡大を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、木に触れながら木造住宅の魅力を知ることができるイベント等の15件

「三重の木」出荷量

年度	出荷量(m ³)
平成19年度	8,416
平成20年度	8,740
平成21年度	8,668
平成22年度	9,154
平成23年度	9,802
平成24年度	12,596
平成25年度	17,154

の取組により、「三重の木」認証材等の良さを消費者に広くPRしました。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけています。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、三重県県産材利用推進本部を設置し、公共建築物等の木造・木質化について取組を強化するとともに、昨年度に引き続き市町による公共建築物等木材利用方針の策定を働きかけた結果、新たに11市町において方針が策定され、平成26年3月末時点において27市町で方針が策定されました。

公共建築物等木材利用方針の策定済み市町 (平成26年3月末現在)

市町

いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町

また、県産材を使用した木造公共施設等を掲載した「県産材利用施設事例集」を作成し、市町や私立学校などに配布して利用を働きかけました。

この結果、明野高等学校や櫛田警察官駐在所など県が整備する施設において101m³、八風中学校や金山保育所など市町等が整備する施設において1,594m³の県産材が利用されました。

また、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、治山、林道工事で4,423m³の間伐材を使用しました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



愛農学園農業高等学校(伊賀市)



公共工事等の利用事例 工所用看板(津市美杉町)



金山保育園(熊野市)



公共工事等の利用事例 谷止工(大台町)



公共工事等の利用事例 木屋村山線(南伊勢町)

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

【平成25年度の取組】

・木質バイオマス利用の取組

平成24年7月に始まった「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、松阪地区では木質バイオマス発電所(未利用間伐材使用量:57,000t/年、送電出力5,000kw)の建設が始まっており、平成26年の9月には試験運転が行われる予定です。

県は、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、この発電所建設に対して15億円の無利子融資を行ったほか、燃料用チップを供給するウッドピア木質バイオマス利用協同組合のチップ製造工場(第2工場)建設に対して支援しました。

・安定供給体制づくりの取組

地域で選出された木質バイオマス推進員の活動支援のほか、木質チップ原料を供給する事業者の収集・運搬設備や新たな雇用等などに支援し、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。

また、発電事業に関係する森林・林業・木材関係者27団体からなる「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」の設立により、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。

(7)新製品・新用途の研究・開発の促進

木造住宅の建築においては、工期の短縮や高気密・高断熱化、プレカット用接合金物の使用など、建築の仕様が大きく変化してきたことに伴い、特に柱や梁等の構造用材に対しては、割れや寸法変化の少ない乾燥材が求められています。

【平成25年度の取組】

こうした乾燥材を効率的に生産するため、蒸気式木材乾燥機に高周波発生装置を組み合わせた複合式乾燥機を使用し、スギ平角材の乾燥試験と曲げ強度試験を行いました。この結果、複合式乾燥機を使用することにより、表面割れの発生を抑え、かつ短い乾燥期間で乾燥材生産を行えることが分かりま

した。また、複合式乾燥による曲げ強度は、国交省が定める強度基準を満たしており、問題ないことが分かりました。

また、未利用材を用いた燃焼用木質チップの品質を確保するためには含水率の管理が重要となることから、平成25年度には木質チップ製造現場において、バケツと秤で簡単に含水率が推定できる含水率換算表を作成しました。また、含水率換算表を作成するための手法についてまとめたリーフレットをWeb上にて公開しました。



蒸気高周波複合式乾燥試験

このリーフレットは、木質チップの含水率を簡単に測定するための換算表を提供しています。含水率の管理は、燃焼効率や環境負荷に大きく影響するため、適切な含水率を維持することが重要です。

含水率 (%)	乾燥材 (kg)	生材 (kg)	換算率 (%)
0	100	100	100
10	110	100	90.9
20	120	100	83.3
30	130	100	76.9
40	140	100	71.4
50	150	100	66.7
60	160	100	62.5
70	170	100	58.8
80	180	100	55.6
90	190	100	52.6

この表は、含水率を測定するための簡易な方法を提供しています。測定方法は、バケツと秤を使用して、生材と乾燥材の重量を測定し、換算率を算出します。

木材チップ含水率換算表リーフレット

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標		
	平成25年度	平成25年度	平成27年度	平成37年度
森林文化・森林環境教育指導者数	573人	570人	650人	800人
同活動回数	1,803回	1,800回	2,000回	3,000回

※数値は県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

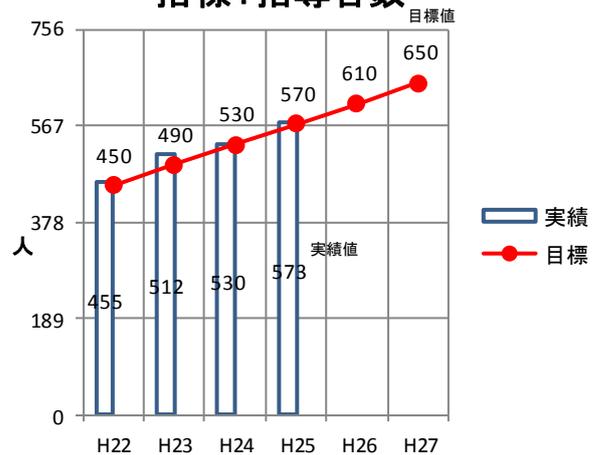
【平成25年度評価】

平成25年度は、森林文化及び森林環境教育の振興に向けて取り組んだ結果、指導者数は、573人となり、目標570人を達成しました。また、森林文化・森林環境教育の活動回数は1,803回となり、目標1,800回を上回りました。「三重の森林づくり条例」に基づく三重の森林づくり基本計画を着実に実施してため、今後も小学校等への森林環境教育の浸透をさらに図る必要があります。

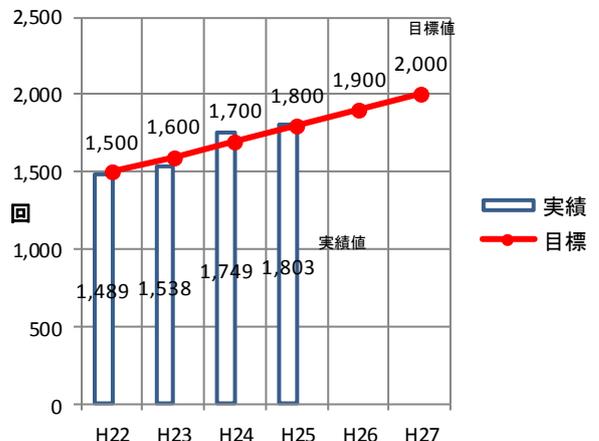
このため、平成26年度から森林環境教育については「みえ森と緑の県民税」を活用して県と市町が連携して進めていくこととしています。市町では森林環境教育に取り組む学校を支援し、県では森林インストラクター等の指導者の研修等を行い、地域の取組を支援していきます。

また、それらの取組にかかるコーディネートや相談対応、情報収集・発信、普及啓発などの総合窓口として「森づくりサポートセンター」の設立準備に取り組めます。

指標：指導者数



指標：活動回数



Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

1 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、「みえの森っ子まなびや・活動体験事業」において、「森林とのふれあい」をテーマとしたフォトコンテストを実施したところ、県内から133作品の応募があり、優秀作品は県公共施設やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。



最優秀賞



優秀賞



優秀賞

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、漁民の森づくりとして三重県漁業協同組合連合会等が津市白山町北布引地内の山林でクリ、コナラなど約150本を植栽しました。



森と海をつなぐ運動 三重漁民の森造成事業
植栽風景

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



森と海をつなぐ運動 三重漁民の森造成事業
植栽風景

【平成25年度の取組】

平成15年度から団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成25年度は、「みんなで自然を守る活動認証制度」における新たな認証はありませんでしたが、「里地里山保全活動計画認定制度」における活動計画の認定は1団体あり、これまでに認定された団体と併せて計9団体に対し、保全活動に必要な資材等の購入に対する助成を行いました。

平成25年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は37団体となっています。

また、国の新規事業で、里山林の保全管理や資源利用する活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」の説明会や、三重県における地域協議会の設立支援を行い、新たに27の活動団体が増え、約30haの森林整備や竹林整備、

【認証・認定団体の推移】

区分	H15～20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	計
認証数	4	1	2	0	0	0	7
認定数	28	4	3	0	1	1	37

63回の自然観察会等を新たに実施することができました。

(4)森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、(公社)三重県緑化推進協会により、緑地等適正管理事業として、日本樹木医学会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ亀山市西野公園のキャラボクや、熊野市神川町のサクラについての樹勢診断と管理指導をはじめ12市町(23箇所)において、小学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。

2 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

(1)森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

【平成25年度の取組】

県政だよりや新聞などにより啓発を行うとともに、ホームページやフェイスブックにより森林・自然、木に関する情報提供を行っています。

(2)森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

【平成25年度の取組】

三重県民の森及び上野森林公園では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるとともに、平成25年度は、三重県民の森で134回、上野森林公園で45回自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用されています。



チョウの観察会(三重県民の森)



夏の花植え(三重県民の森)



冬鳥の観察会(三重県民の森)



ハッチョウトンボ観察会(上野森林公園)



ザリガニ釣り大会(上野森林公園)



伊賀の正月飾りづくり(上野森林公園)

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度では、「みえの森っ子まなびや・活動体験事業」において、森林環境教育の指導者の育成講座(森のせんせい育成講座)を4回開催し、また、県内の小学校における森林環境教育の活動支援を7校で行いました。

区分	実施場所
指導者育成講座 3箇所、計4回	鈴鹿青少年センター 三重県吉田山会館 オーストラリア記念館
森林環境教育の 活動支援 7校	明星小学校(明和町) 長田小学校(伊賀市) 花之木小学校(伊賀市) 大山田小学校(伊賀市) 柘植小学校(伊賀市) 花垣小学校(伊賀市) 宮之上小学校(尾鷲市)



みえの森っ子まなびや活動事業(伊賀市長田小学校)



みえの森っ子まなびや活動事業(伊賀市柘植小学校)



指導者育成講座(鈴鹿青少年センター)



みえの森っ子まなびや活動事業(尾鷲市宮之上小学校)

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成25年度	目標		
		平成25年度	平成27年度	平成37年度
森林づくりへの参加者数	30,048人	28,000人	30,000人	40,000人

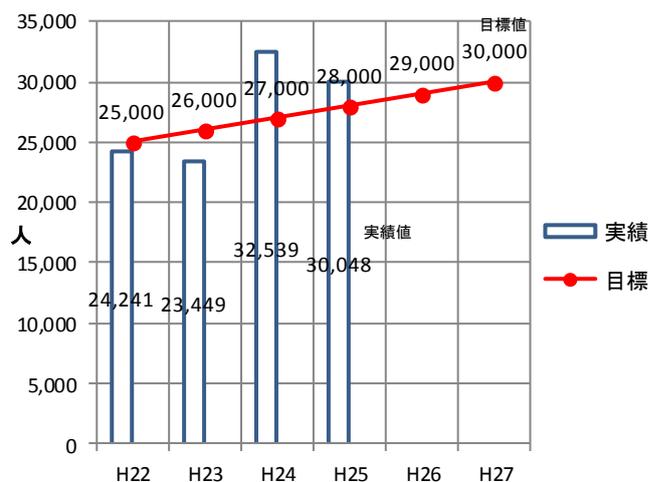
* 数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

【平成25年度評価】

平成25年度は、森林づくりへの県民参画の推進に向けて取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は30,048人となり目標28,000人を上回りました。

今後も、引き続きさまざまな催しや情報ツールを活用して、PRを行っていく必要があります。また、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、平成26年4月から導入する「みえ森と緑の県民税」による事業の円滑な実施に向けて市町との連携を図るとともに県民の一層の理解を得ていく必要があります。

指標：森林づくりへの参加者数



平成26年度は、森林づくりへの県民参画を進めるため、森林づくりへの理解を深めるためのイベントの開催や県民参加の植樹祭を市町、関係団体等が連携して開催します。

また、森林づくりに取り組みたいと考える企業等への必要な情報提供・技術支援や森林ボランティアへの技術・安全研修を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援します。

これらの取組に加え、「みえ森と緑の県民税」を活用して、県では森林環境教育や森林づくりを支援するための体制整備を進め、市町では里山や集落周辺の森整備などを進めてまいります。

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、新たに1カ所で「企業の森」協定が締結され、企業による森林整備を進めています。また、平成26年3月に三重県勤労者福祉会館で、暮らしと森林とのつながりを学び、私たちが森林づくりのために出来ることを考える「森林づくり講演会」を開催しました。さらに、森林ボランティアを目指す人の森林作業についての知識と技術の習得を図るため、NPOが実施する初心者技術研

「企業の森」の実績

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町)、(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマム(株)(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、(株)損保ジャパン(津市)、ネットヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)	11.5
平成20年度	(株)百五銀行(津市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菟野町)、エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町)、城南建設(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力 & NPO 中部リサイクル運動市民の会(菟野町)、東海ゴム工業(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、NTT西日本三重支店(津市)	51.6
平成23年度	(株)第三銀行(松阪市)、エレコム(株)(志摩市)	13.3
平成24年度	(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)	20.5
平成25年度	JAバンク三重(津市)	0.5
計	34箇所	162.8

修会の開催を支援しました。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民などの幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりなどの計画づくりを進めています。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、南伊勢森林計画区において地域森林計画を樹立しました。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、(公社)三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化意識の啓発を行いました。また、公益財団法人日本さくらの会の助成事業を活用し、伊賀市など県内9箇所にて桜苗木を計820本配布しました。

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

【平成25年度の取組】

平成25年度は、10月20日(日)にオーストラリア記念館及び周辺広場(四日市市)で「みえ森林フェスタ2013四日市」(来場者:約2,000人)を開催し、雨の中にもかかわらず多くの方に楽しみながら森林に対する理解や関心を高めてもらいました。また、県内7地域で、森林とのふれあいや森林の大切さについて考える「森の講座」を開催しました。



みえ森林フェスタ2013四日市での木の実のクラフト教室



森の講座(松阪市)での木製時計づくり

もりづくり月間の取組

区分	開催場所	イベント内容等
みえ森林フェスタ2013 四日市	オーストラリア記念館及び周辺広場 (四日市市)	木工体験、自然観察会、講演会など
森の講座(四日市)	三重県民の森(菰野町)	ネイチャークラフト教室
森の講座(津)	津借楽公園 (津市)	自然観察と木工教室
森の講座(松阪)	松阪市森林公園(松阪市)	森の散策、木製時計づくり
森の講座(伊勢)	横山ビジターセンター(志摩市)	森の自然観察、コケ玉づくり
森の講座(伊賀)	三重県上野森林公園(伊賀市)	竹笛づくり、音楽イベント
森の講座(尾鷲)	キャンプinn海山(紀北町)	森林の話、ネイチャーゲーム、丸太切り
森の講座(熊野)	県立熊野少年自然の家(熊野市)	森林の話、オリエンテーリング、竹とんぼづくり

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進



森の講座(志摩市)での森林の話



森の講座(紀北町)での森林の話

V 主な施策と予算

V 主な施策と予算

【基本方針】 【基本施策】

【平成25年度に講じた主な取組と当初予算額】

森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	県単森林環境創造事業費 ・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	165,106 千円	
		環境林整備治山事業費 ・環境林で国補対象外の機能の低下した保安林の整備の推進	35,000 千円	
		造林事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	194,017 千円	
		森林経営計画作成推進事業費 ・森林所有者等による森林の適切な管理や地域活動の促進	43,419 千円	
		県行造林事業費 ・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	49,857 千円	
		治山事業費 ・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	2,252,142 千円	
		県単治山事業費 ・山地災害危険地区などの荒廃森林の復旧・整備や保安林整備等の促進	1,334,601 千円	
	森林の区分に応じた森林管理の推進	地域森林計画編成事業費 ・地域の特性に応じた森林施策の推進目標や森林管理指針の整備	8,200 千円	
	林業の持続的発展	林業及び木材産業の振興	森林整備加速化・林業再生基金事業費 ・間伐などの森林整備、施設整備などによる林業再生の促進	4,423,988 千円
			林道事業費 ・森林整備につながる林道などの路網整備の促進	538,186 千円
林業・木材産業構造改革事業費 ・木質内装化や木材加工処理施設の支援の実施			848 千円	
がんばる三重の林業創出事業費 ・集約化や木材流通の改善等による安定供給体制整備の促進			41,992 千円	
担い手の育成及び確保		林業担い手育成確保対策事業費 ・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	15,127 千円	
		森林育成促進資金貸付事業費 ・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	130,300 千円	
		普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施策に関する指導の実施	8,375 千円	
県産材の利用の促進		「もっと県産材を使おう」推進事業費 ・「三重の木」の認証制度の支援を実施して、県産材の利用促進	2,481 千円	

V 主な施策と予算

森林文化及び 森林環境教育の振興	森林文化の振興	みえの森っ子まなびや・活動体験事業 ・地域の人材を活用した森林環境教育の実施を促進して、子どもたちが学校や野外で森林とふれあいながら学習する機会を提供	2,453 千円
	森林環境教育の振興		
森林づくりへの 県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり	みんなでつくる三重の森林事業 ・森づくりに関する情報提供やマッチングなどを行い、さまざまな主体の森林整備や緑化活動への参加を促進	6,543 千円
	森林づくりの意識の啓発	みえ森と緑の県民税普及啓発促進事業 ・平成26年4月からスタートする「みえ森と緑の県民税」の県民への周知活動を推進	8,127 千円

参考資料1

平成17年10月21日
三重県条例第83号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕(ひん)している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること(以下「三重のもりづくり」と

いう。)について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等:森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用:育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材:三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに

かんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体(緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。)等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1

I 三重の森林づくり条例

日から施行する。

2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例(平成17年三重県条例第六十七号)の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めていますが、これは、「協創」の考え方と合致す

るものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」(以下「基本計画2012」といいます。)を策定します。

2 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止

Ⅱ 三重の森林づくり条例基本計画2012

等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
間伐実施面積 (累計)	7,249ha	84,000ha	140,000ha

【数値目標】

* 目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

* 現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
県産材 (スギ・ヒノキ) 素材生産量	239千m ³	402千m ³	498千m ³

【数値目標】

* 数値は、木材需給報告書等から県が調

査したデータです。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林文化・森林 環境教育 指導者数及び 活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

【数値目標】

* 数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

* 現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

【数値目標】

*数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(公社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1-（1）森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1-（2）森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニングなどにより重視する森林の機能に応じた森林管理を進めま

す。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2-（1）林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

2-（2）担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

2-（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3-（1）森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3-（2）森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4-（1）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

4- (2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1- (1)】

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正

化を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1- (2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2-(2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

5 県産材の利用の促進【基本施策2-(3)】

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、

大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

(3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3-(1)】

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3-(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4-（1）】

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4-（2）】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

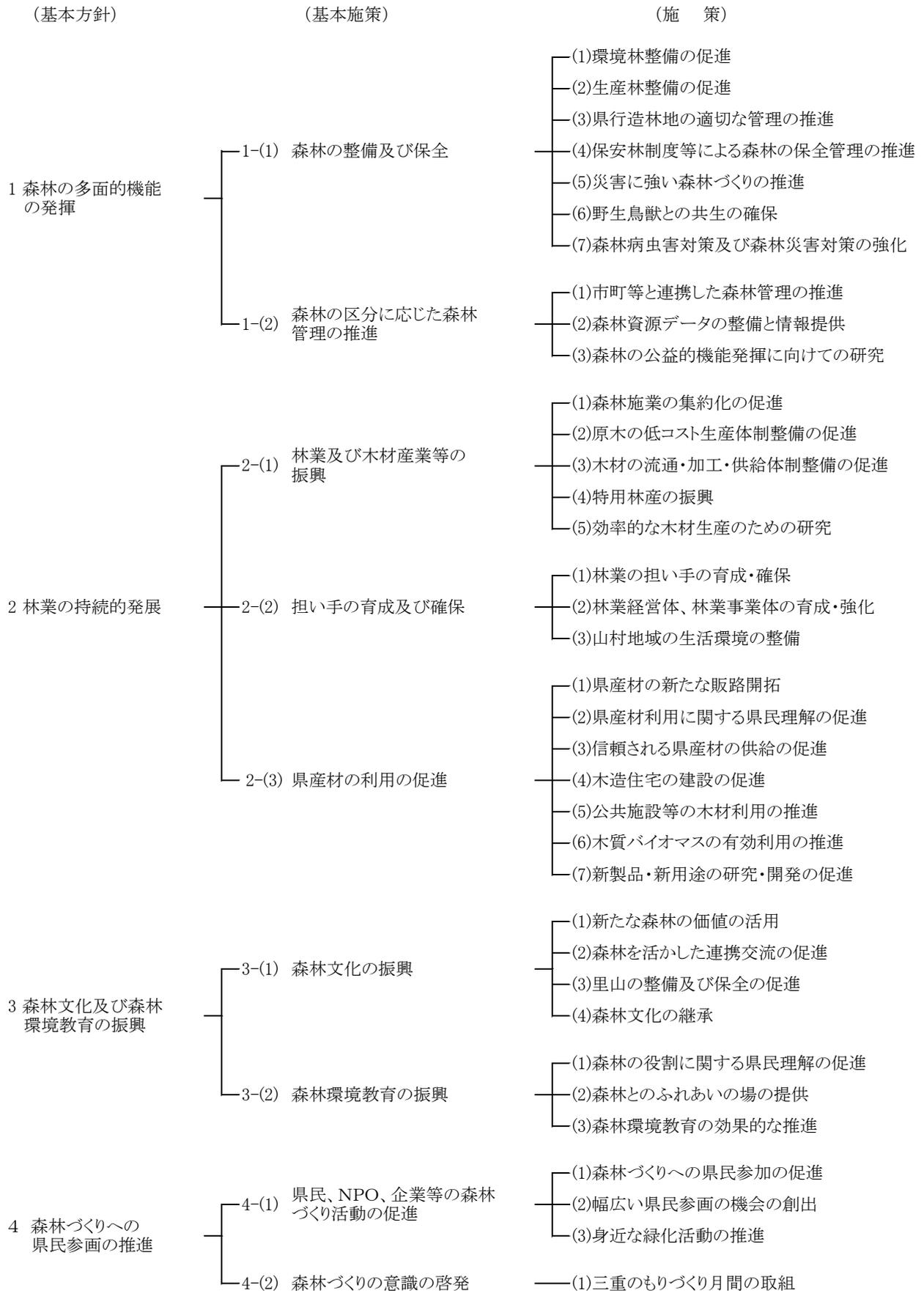
また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅲ 三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系



ア 行

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

あかね材

スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

カ 行

カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

架線集材

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等を集める方法。

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの(廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など)があり、自然的に発生するもの(気象、地震、火山など)も環境負荷を与える一因である。

間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間

伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

・搬出間伐:間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

・伐捨間伐:間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ:樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッダ : 伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ:伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ:伐採、枝払い、玉切り(材を一定の長さに切りそろえること)の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワード:玉切りした材をグラブプを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ:架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能

な集材車。

スイングヤーダ:建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

サ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌

木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、

植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

(社)全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。

森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林経営計画制度

平成23年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業の集約化

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング:森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

森林の団地化

森林の施業を一体的に行うことを目的に、複数の森林所有者の森林をまとめること。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林・林業再生プラン

今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成21(2009)年12月に策定。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

生物多様性

遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期として立てる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること(植栽)。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後3年以上経過しても更新が完了していないもの。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158計画区)に5年ごとに10年を一期として立てる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

地球温暖化

温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

夕行

治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

八行

フォレスター

市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

「三重の木」認証制度

木材が県産材(三重県内で育成された木材)であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人

間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ラ 行

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分される。